

第5回 福岡地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 : 平成26年8月11日
11:00 ~ 11:28
- 2 開催場所 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者 : 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 4名
- 4 議題 : 福岡県最低賃金額の改正決定答申について
- 5 議事要旨 : 福岡県最低賃金(現行1時間712円)の改正決定については本年7月2日に福岡労働局長から諮問され、調査審議を専門部会に付託していたが、当該専門部会より調査審議の経過及び結果報告がなされた後、公益代表委員案に基づく改正額の採決を行い、使用者代表委員全員の反対があったが、過半数の賛成で
福岡県最低賃金を

1時間727円(現行+15円)

とする答申を行った。

なお、効力発生の日は法定どおり(10月5日)発効予定となった。

福岡労働局労働基準部賃金課(TEL092-411-4578 ダイヤルイン)